

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
4月14日
(火曜日)

目次

○告示
 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出を
 しなければならない区域の指定の解除(環境政策課)……………一
 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(厚政課)……………一
 救急病院の認定(医療政策課)……………一
 ○公告
 萩都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二
 萩都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二
 萩都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二
 萩都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二
 萩都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………二



山口県告示第百二十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第百三十二号)により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和二年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
柳井市南浜三丁目六七〇の八の一部
- 二 特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の実施による基準適合の確認

山口県告示第百二十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年四月十四日

地域	密着型介護老人福祉施設	名称	所在地	指定年月日
山口県知事	村岡 嗣 政	済生会山口地域ケアセン	山口市朝倉町五番四号	令和二、三、一
山口県知事	村岡 嗣 政	寿園	山口市朝倉町五番四号	令和二、三、一

山口県告示第百二十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和二年四月十四日

名称	所在地	山口県知事	村岡 嗣 政
美祿市立病院	美祿市大嶺町東分一三三三の一	令和五、三、二〇	〃
美祿市立美東病院	美東町大田三八〇〇	〃	〃
独立行政法人労働者健康	山陽小野田市大字小野田二二二五の四	〃	〃
康安全機構山口労災病	山陽小野田市民病院	大字東高泊一八六三の〃	〃
院	小野田赤十字病院	大字小野田三七〇〇	〃



(八八) 萩都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(八九) 萩都市計画高度利用地区の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画高度利用地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画高度利用地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(九〇) 萩都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画防火地域及び準防火地域の変更に係る同法

第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画防火地域及び準防火地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(九一) 萩都市計画駐車場の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画駐車場の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画駐車場新堀駐車場
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(九二) 萩都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る図書の写しの縦覧

萩市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による萩都市計画第一種市街地再開発事業の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和二年四月十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

-
- 一 都市計画の種類及び名称
萩都市計画第一種市街地再開発事業東萩駅前第一種市街地再開発事業
 - 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課
-

令和二年四月十四日
発行

発行人

山口県知事